

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 28 年 1 月 18 日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

生活できない。保障であるはずの生活費が足りないのは不当。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

平成 29 年 2 月 6 日	諮問
平成 29 年 3 月 24 日	審議（第 7 回第 3 部会）
平成 29 年 4 月 14 日	審議（第 8 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和 38 年 4 月 1 日付厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

また、12 月の保護費の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされている（保護基準別表第 1・第 1 章・1・（2）・ア）。

2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人に係る平成 28 年 12 月の保護費について、期末一時扶助費（1 級地 - 1 における 1 人世帯の場合 13,890 円）を計上する旨の本件処分を行ったことが認められるところ、本件処分は、法及び保護基準に従って適正になされており、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 (1) 請求人は、上記（第 3）のとおり、生活費が足りない旨主張する。

しかし、前述（2）のとおり、本件処分は法及び保護基準に従って適正になされており、違算等の事実も認められないことから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することができな

いことは明らかであり、請求人の主張には、理由がないものというほかない。

- (2) また、請求人は、本件処分により認定された期末一時扶助費の額では不足であるとして、保護基準自体に不服を申し立てているものとも解される。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令等を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令等を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服を理由として、法令に適合した処分を取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成